明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　三

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同五一）　一〇

○地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同五二）　一三

○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五三）　一五

〔府令・省令〕

○食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（内閣府・厚生労働一一）　二五

○地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（内閣府・国土交通四）　二六

〔省　令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務七一）　二六

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令（総務・文部科学二）　二六

○会社計算規則の一部を改正する省令（法務五四）　二六

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（外務一二）　二九

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務三九）　三〇

○小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業四）　三三

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令（文部科学三〇）　三四

○原子力損害の賠償に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三一）　三五

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定する業務に係る財務及び会計に関する省令（同三二）　三六

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業四）　三七

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働八六）　三八

○食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同八七）　五六

○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（同八八）　五七

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八九）　一〇〇

○厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（厚生労働・国土交通五）　一〇三

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一〇四

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令（同五一）　一〇四

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通四九）　一〇四

○国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令（同五〇）　一二五

○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同五一）　一二五

○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（同五二）　一二六

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境三）　一二九

〔告　示〕

○事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（内閣官房・内閣府・総務・厚生労働一、二）　一三三

○生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　一三〇

○租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定する試験研究機関等の長等の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件（国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）　一三五

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（総務三〇七）　一三五

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三〇八）　一三五

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分～令和元年分）を公表する件（同三〇九）　一三五

（以下次のページへ続く）